

青梅市教育推進プラン

平成19年3月

青梅市教育委員会

はじめに

青梅の街は、古くから豊富な林産資源のもとに産業が発展し、江戸時代には、幕府の直轄地として栄えるなど、歴史と伝統のある街として今日に至っております。そのような中で、今日まで継承されている歴史的文化財や伝統芸能が数多くあり、街の繁栄を文化に伝承してきました。

また、四季折々の花や秋の紅葉の美しさ、多摩川の清流とともに御岳山をはじめとする山並みなどの豊かな自然は、青梅の貴重な財産となっています。青梅の街は、この豊かな自然とともに歩み、ともに栄えてきています。

このような青梅らしさを基調に、青梅の将来を担う子どもたちの教育の在り方を示した「青梅市教育推進プラン」(以下「推進プラン」という。)を策定しました。

この推進プランは、青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像の実現に向けて、4本の柱を設定し、その柱ごとに育てたい子どもの力を示し、そのための方策を提言としてまとめています。

「国際化時代を生きるために」「社会のよき形成者となるために」「青梅の将来を担うために」「教育の質を高めるために」の4本の柱は、いずれも将来の青梅の教育を支えていく根幹であるととらえています。

また、この推進プランは、学校教育を中心に、連携が必要な社会教育の内容を含めて策定しております。これからの学校教育は、学校・家庭・地域との密接な連携による取り組みが重要です。この推進プランの策定を機に、学校関係者、保護者、地域の皆様が、学校・家庭・地域それぞれの役割について、あらためて考える機会としてとらえていただくことを願っております。

今後は、推進プランにある提言の施策化に向けて、努めていきます。

最後に、2年間にわたる策定期間の中で、青梅の教育のために熱心に携わっていただきました各委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成19年3月

青梅市教育委員会教育長 小池 誠

「青梅子どもルール」 ～ 5 つの約束 ～

- 1 日常生活の中でみんながなかよく過ごすための大切なルール
明るく なかよく 元気よく、思いやりの心をもって行動しよう
- 2 学校生活の中でみんなと楽しく過ごすための大切なルール
みんなと協力し、力を合わせて、何ごともりのりこえていこう
- 3 生涯にわたって豊かな人間関係を築くための大切なルール
心やさしく、笑顔であいさつをしよう
- 4 青梅の郷土を愛するための大切なルール
豊かな自然を愛し、文化や伝統を大切にしよう
- 5 健康でたくましく生きていくための大切なルール
いのちの尊さを知り、自分の体を大切にしよう

平成16年11月3日決定

「青梅市教育推進プラン」目次

はじめに

青梅市教育委員会教育長 小池 誠

第1章 「青梅市教育推進プラン」の基本的な考え方

1 策定の目的	4
2 施策化の方針	5
3 青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像	6
4 青梅市の地域的・歴史的な特徴	7
5 学校・家庭・地域による新たな連携	8
6 4本の柱の策定	10
7 4本の柱の骨子	11
8 構想図	14

第2章 「青梅市教育推進プラン」における提言

1 提言内容

柱1：国際化時代を生きるために

(1) 人権尊重の精神をはぐくむ	15
(2) 環境を大切にする態度を培う	16
(3) コミュニケーション能力を育成する	16
(4) 国際性をはぐくむ	18
(5) 情報活用能力を育成する	18

柱2：社会のよき形成者となるために

(1) 公共心をはぐくむ	19
(2) 豊かな言語感覚や言語能力を育成する	19
(3) 自ら学び、自ら考える力を育成する	20
(4) 心とからだの健康をはぐくむ	22
(5) 望ましい勤労観や職業観をはぐくむ	25
(6) 障害のある児童・生徒の個性や能力を伸ばす	25

柱3：青梅の将来を担うために

(1) 郷土愛をはぐくむ	26
(2) 地域に貢献する人材を育成する	27
(3) 学校に対する愛着をはぐくむ	27
(4) 青梅の自然に対する愛着をはぐくむ	28

柱4：教育の質を高めるために	
（1）学校の経営力の向上を図る	28
（2）教員の資質向上を図る	30
（3）家庭教育への支援を図る	32
（4）安全・安心な学校づくりの推進を図る	32

参考

1 青梅市の特色ある施策の取り組み	
< 学校教育 >	
（1）心の教育の推進	34
（2）個を伸ばす指導の充実	35
（3）健康・体力づくりの推進	36
（4）読書活動の推進	37
（5）情報教育の推進	38
（6）特別支援教育の展開に向けた取り組みの推進	39
（7）教育相談体制の充実	40
（8）安全・安心な学校づくりの推進	41
< 社会教育 >	
（1）青少年の体験活動の充実	42
（2）家庭教育への支援	43
（3）図書館の整備および読書活動等の推進	44
2 その他の教育施策に関する基本的な考え	
（1）学校選択制についての基本的な考え方	45
（2）二学期制についての基本的な考え方	47

検討委員会設置要綱	48
-----------	----

検討経過	52
------	----

委員名簿	55
------	----

青梅市教育推進プラン

第1章 「青梅市教育推進プラン」の基本的な考え方

1 策定の目的

このたび、青梅市総合長期計画（後期基本計画）の策定に合わせて、青梅市の今後の教育の方向性を示す「青梅市教育推進プラン」（以下「推進プラン」という）を策定しました。

今、国や東京都をはじめ、数多くの地方自治体は、教育に関する新たな計画を策定し、推進しています。

国におきましては、平成17年10月26日に中央教育審議会より「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」が公表され、子どもたちの「人間力」を豊かに育てるための新しい義務教育の姿を示すとともに、市区町村・学校の権限と責任を拡大するなどの義務教育の構造改革の基本方向が示されています。

また、東京都は、平成16年4月に「東京都教育ビジョン」を策定し、12の方向性と33の提言を示し、21世紀を担う子どもの育成を目指して、学校・家庭・地域・社会の役割を明らかにしております。

このような中で、青梅市におきましても、将来を見据え、市の実情に応じた青梅ならではの教育施策の推進に向けた計画づくりが求められております。

変化の激しい現代社会においては、将来を見通すことが難しい時代ですが、～豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街「青梅」～の将来を担う子どもの健やかな成長を、市民のだれもが望んでおります。

そのためには、生涯学習社会における学校教育の在り方を見直すとともに、青梅の恵まれた自然や歴史・伝統・文化を通して、またそれらを守り伝承する人々の心にふれる中で、青梅の子ども一人一人が、豊かな人間性をはぐくみ、社会の中で自立して生きていく力を身に付けていくことが必要です。

この推進プランでは、今の青梅の子どもが生きていく将来を見据えた上で、「国際化時代」を生きるために、「社会の形成者」となるために、「青梅の将来を担う」ために、はぐくんでほしいもの、身に付けてほしいものがどのようなことなのかを示し、そのためには、どのような教育が必要であるかを提言という形で示しています。

本推進プランの提言をより具現化し、着実に展開することが、青梅の将来を担う子どもの育成につながることをとらえています。

具体的な目的は、次のとおりです。

- (1) 青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像に向けた教育の一層の充実・推進を図る。
- (2) 青梅の豊かな自然や歴史とともに培ってきた伝統・文化を生かした教育の充実を図る。
- (3) 学校・家庭・地域が新たな連携のもとに、一体となった教育施策の推進を図る。

このような目的を達成するためには、社会における教育環境の整備を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって生まれてくる信頼感を醸成していくことが大切です。

時代が変わっても変わることのない教育の本質を基盤とし、長い歴史の中で、豊かな自然環境と人情によって栄え、発展してきた青梅のよき伝統を現代に引継ぎ、今の時代の要請に応じた教育施策の在り方について示すことが、この推進プランの目的であるととらえています

青梅市教育委員会では、義務教育を中心としたこの「青梅市教育推進プラン」を市民に示し、市民の理解と協力を得ながら適切な教育を展開していきます。

2 施策化の方針

この推進プランは、従来から展開している施策の改善・充実や新たな課題への対応などから、早急に取り組むべき事業を重点施策として、平成19年度青梅市教育委員会の基本方針に位置付けて施策化を図ります。

それ以外の中長期的な取り組みが求められる施策については、社会状況や国の教育改革の動向を見極めた上で、本推進プランの考えや提言にもとづいた具体的な施策を青梅市の総合長期計画（後期基本計画）に位置付けて展開していきます。

3 青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像

青梅市教育委員会では、教育目標の中に、次のような目指す子ども像を示しています。

[青梅市教育委員会教育目標]

青梅市教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを願い、

互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間
自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育の充実、推進を図る。

また、学校教育および社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、自らの目標を目指して学び、互いに認め、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は活力ある地域の中で、家庭、学校および地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行うものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

この教育目標に定めている子ども像は、子ども一人一人が自らの夢や目標に向かって努力し、自己実現を図ることのできる人間、また、自らを厳しく律するとともに、他者への思いやりの心をもち、様々な人々との交流などを通して豊かな人間関係を築くことのできる人間として成長していくことを目指しています。

また、青梅や日本の歴史・伝統・文化を尊重し、世界の中の日本人としての誇りと自覚をもって、社会の一員としての責任を果たし、社会に積極的に貢献していこうとする人間としての成長をも目指しています。

さらに、社会の変化が著しい時代にあって、自己の進路を切り拓いていく力の育成が求められています。

そのためには、直面する多様な課題の解決に向けて、社会情勢や社会環境から物事をとらえ、必要な情報を収集し活用するなど、自ら学び考えて行動していく力を身に付けていくことが必要です。学んだことを基盤に自らを高め、新たな時代の担い手としての素養である個性や創造性を発揮できる人間として成長していくこと

を目指しています。

このような子ども像は、保護者が望み、市民や社会が理想として掲げているものでもあります。

社会がどのように変化しようとも、こうした人間がいつの時代にも求められ、社会の一員として活躍することが期待されております。

「青梅市教育推進プラン」では、このようなことを踏まえ、生涯学習社会における教育システムの再構築の視点から、21世紀における学校の在り方を見直し、教育目標に示されている子ども像を目指します。

4 青梅の地域的・歴史的な特徴

(1) 青梅の豊かな自然

青梅の西部や北部の丘陵地にスギやヒノキなどの植林地があり、南部の丘陵地には広葉樹林地があります。

また、青梅駅周辺から東部には、住宅地や農地が広がり、その中を多摩川・霞川が流れ、さらに丘陵地を流れる大小の支流などがあり、美しい自然に恵まれています。

このなげない豊かな水や緑は、今日のわたしたちの生活に安らぎと潤いを与えてくれています。

近年の都市化の進展に伴い、環境に対する市民の意識や関心は、一層高まっています。

将来の青梅を担う子どもには、この豊かな自然を守り、はぐくみ、引き継いでいくことの大切さを学ばせていくことが大切です。

そのためには、環境教育の充実はもとより、青梅の自然を生かした体験活動等を通して、環境に対する意識をより高め、自然環境を大切にすることを培っていきます。

(2) 青梅の歴史・伝統・文化

青梅は、多摩川が関東山地から武蔵野台地に出るところに形成された集落で、市内には多くの遺跡があり、縄文時代以前から人々の生活が営まれています。

古代から中世にかけてこの地は、「杣保」と呼ばれ、山林資源を供給するための重要な地域としての役割を担っていました。

そして、長い間、この地を支配し、経済力を蓄えた三田氏は、中央の文化を取り入れ観音寺、武蔵御嶽神社等の社寺、仏像の修理を積極的に行い、これらは質の高い文化財として今日に伝えられています。

江戸時代には市域を含む一帯は、天領として幕府の直轄地となり、江戸を支える地域として、石灰、木材、炭などの燃料、織物が青梅街道等で運ばれ、集荷地として、また宿場町として繁栄しました。

同時に、江戸文化の中心をなした文人墨客が来青するなど、江戸との文化交流がさかんになり、郷土の文化人が輩出し、書画等の分野に優れた作品が残されています。

また、住吉神社の祭礼で演じられる祭り囃子も、江戸文化を象徴するもので、さまざまな江戸の文化を取り入れながら、町民文化が開花しました。

そして、現在も市内の各地域において、祭り囃子、獅子舞、太神楽獅子などが生活のなかに息づき、祭りや芸能を通じて地域の連携がはぐくまれ、今日なお伝統芸能として継承されています。

教育委員会は、このような多くの貴重な文化財や伝統芸能の活用を、本市ならではの特色ある教育活動のひとつとして位置付け、これらを継承し、文化の発展へと繋げ、子どもの郷土愛をはぐくんでいきます。

5 学校・家庭・地域の新たな連携

国際化、情報化、少子・高齢化などの急速な進展とともに、国民のニーズの多様化に伴う社会の変化が個性化・個別化などを推し進め、個性が尊重される中で、社会性や人間関係の希薄化などが懸念されております。

このような社会の流れは、今の子どもを取り巻く学校・家庭・地域に、いじめや不登校などの従来からの課題に加えて、小学校に入学した1年生が集団生活になじめず、担任が学級運営に苦慮するという小1プロブレムや中学校に進学した1年生が中学校生活になじめずに不登校などの懸念が生じる中1ギャップ、その他に、学力低下、規範意識の希薄化などの新たな課題も現れてきています。

これらの課題の解決に向けて総合的に取り組むためには、学校だけでなく、子どもの生活の基盤である家庭・地域等を含めて、それぞれの役割を再認識した上で、新たな連携の構築が求められています。

現在、青梅市では、学校・家庭・地域等との連携のもとに、「開かれた学校づくり」「特色ある学校づくり」を教育委員会の基本方針に位置付け、各学校において「学校運営連絡協議会」を設置し、この連絡協議会を通じて、保護者や地域住民に対して、学校運営への参画を促進しています。

今後は、学校・家庭・地域等が互いの役割を明確にし、それぞれが責任を果たしていくとともに、共通の目標を掲げて、協働していく仕組みづくりが必要です。

学校は地域に開かれた学校づくりをより推進するとともに、家庭や地域から一層の信頼を得るために、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映し、各地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることが大切です。

また、保護者や地域住民は、学校とともに我が子や地域の教育に対する責任を負うとの認識のもとに、学校運営に積極的に参画していくことが重要です。

さらに、地域にある青少年団体や関係諸機関なども同様に新たな連携づくりが必要となってきました。

学校・家庭・地域等は、教育委員会の目指す子ども像を共通の目標として、それぞれが主体的に協力し合って、子どもの教育にかかわっていく体制づくりを目指します。

【学校・家庭・地域の役割について】

このビジョンの中では、学校・家庭・地域の役割を次のようにとらえています。

(1) 学校では

子どもは、学校生活の中で互いに切磋琢磨しながら、自立した人間として社会で活躍するために必要な知識や技能・態度を身に付けていくとともに、協調や競い合いの中で、人間関係づくりの基礎を学んでいきます。

そのため、学校では、子どもや保護者からの厚い信頼と尊敬を得た優れた教師による教育実践によって、生きる力の基盤となる基礎的・基本的な学力の定着化を図り、子ども一人一人の個性を伸ばし、豊かな人間性をはぐくんでいくことが求められています。

(2) 家庭では

子どもの教育の原点は家庭です。特に、命の尊さを柱とした家庭教育は極めて重要です。また、家庭での子どもに対する基本的な生活習慣や礼儀等についてのしつけは、学校や地域、社会の中で生きていく土台となります。

そのため、保護者は子どもの教育を他人任せや学校任せにせず、子どもの教育に積極的にかかわるとともに、深い愛情をもち、良好な信頼関係の中で、子どもの豊かな人間性の基礎をはぐくんでいくことが求められます。

(3) 地域では

子どもは、自分の家庭以外の社会を見たり、体験したりすることで、視野が広がり、社会を学んでいきます。また、保護者以外の大人とのかかわりを深める中で、社会性を身に付けていくとともに、地域の一員としての自覚が培われていきます。

そのため、地域の大人が日常的に子どもとのかかわり合いを深め、地域の活動を通して、子どもの社会性や責任感をはぐくんでいくことが求められます。

6 4本の柱の策定

柱は、国や東京都の教育改革の動向を注視し、青梅ならではの教育の在り方を示していくために、この推進プランの策定の目的を踏まえ、次のような考えのもとに柱の策定を進めました。

- (1) 今後さらに進展が予想される国際化時代に向けて、国際人としての人材育成を図る観点から、国際社会に求められる資質・能力を育成する教育の推進が必要であるととらえました。
- (2) 新しい社会を創造する人材の育成を図る観点から、第5期東京都生涯学習審議会答申にある「子ども・若者の次世代を担う力をはぐくむための教育施策」等を参考にし、社会生活を営んでいくための基礎・基本を身に付ける教育の推進が必要であるととらえました。
- (3) 青梅の将来を担う人材の育成を図る観点から、地域に根ざした教育の推進が必要であるととらえました。
- (4) 子どもの「人間力」の豊かな育成を図る観点から、平成17年10月に公表された中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」を参考にし、学校の教育力や教師の力量を高めていく教育の推進が必要であるととらえました。

このような4つの観点にもとづく教育の在り方を、柱の策定の根幹に据え、その他に、毎年度、青梅市教育委員会が重点として基本方針に位置付けてきたねらいや施策等を踏まえた上で、次のとおり4本の柱を策定しました。

7 4本の柱の骨子

柱1 国際化時代を生きるために【グローバルスタンダード】

国際社会に生きるための資質や能力を育成する教育の推進

青梅市は、昭和40年にドイツのポツパルト市と姉妹都市提携を結び、両国市民の交流などを通して、国際化を視野に入れた施策を展開しています。

また、市民マラソンの草分け的な存在でもある「青梅マラソン」は、海外からの招待選手や他国からの参加選手による国際交流の場となっています。

今後さらに進展していく国際化時代の中で、豊かな人間関係を構築できる人材の育成が求められています。

人権感覚に優れ、国際社会にも通じるマナーと知識、コミュニケーション能力を身に付け、国際社会をリードする人材の育成、日本の伝統・文化を理解し、他国の伝統・文化を尊重できる人材の育成などが重要なことから、このような柱を設定しました。

柱2 社会のよき形成者となるために【ナショナルスタンダード】

社会の一員としての基礎・基本を身に付ける教育の推進

青梅の長い歴史の中で培われてきた人情や思いやりの心などによって、豊かな人間関係が構築され、社会のよき形成者として、公共心や社会奉仕の精神などが培われてきました。

このような青梅の特色を子どもたちに継承していくとともに、社会の一員としての基礎・基本を身に付けていくために、自ら学び、自ら考える力の育成や心とからだの健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

また、望ましい勤労観や職業観などをはぐくみ、社会の一員としての自覚を高めていくことが大切です。

学校・家庭・地域との連携のもとに、青梅の特色を次世代に継承し、社会のよき形成者となる人材の育成が重要なことから、このような柱を設定しました。

柱3 青梅の将来を担うために【ローカルスタンダード】

地域に根ざした教育の推進

青梅には、地域ごとに歴史・伝統・文化と豊かな自然があります。

子どもにとって地域を学ぶことは、青梅の歴史を学ぶ上で欠かすことのできない重要な基盤です。

特に、伝統芸能である祭り囃子や獅子舞などは、青梅の文化を知る上で、貴重な財産です。これらを学び、伝承することは、今後の青梅の歴史を築き、文化を発展させることへとつながり、ふるさと青梅に対する郷土愛をはぐくんでいきます。

郷土愛は、歴史ある青梅を根底から支える力となり、今後の繁栄と豊かな人間関係の礎となります。

このようなことから、郷土愛をはぐくむためには、地域に根ざした教育の推進が一層求められています。

また、青梅の豊かな自然は、青梅ならではのものであり、その恵みは、現在も人々の暮らしや心を支えています。青梅で学び、育っていく子どもに、自然の大切さを学ばせ、自然と共生していく態度や行動を身に付けさせることが重要です。

さらに、地域の一員としての自覚を高め、地域に貢献する人材の育成が求められていることから、このような柱を設定しました。

柱4 教育の質を高めるために

上記の3つの柱を支えるためには、今後の学校教育が極めて重要な役割を担います。特に義務教育の期間においては、家庭の教育力とともに、学校の教育力が問われます。家庭教育は、個に対する教育が主となります。学校においては、個に対する教育とともに、集団を通しての教育も行います。集団を通しての教育は、人との信頼関係や協調性を高めていきます。この両方がバランスよく、そして教育の専門家である教員の力によって、質の高い教育が行われるのが学校教育です。

学校は、校長のリーダーシップのもとに、学校経営の充実を図り、保護者や地域との連携のもとに、組織としての機能を高めていくことが質の高い教育につながっていきます。

また、学校の教育環境を整備することも大変重要です。

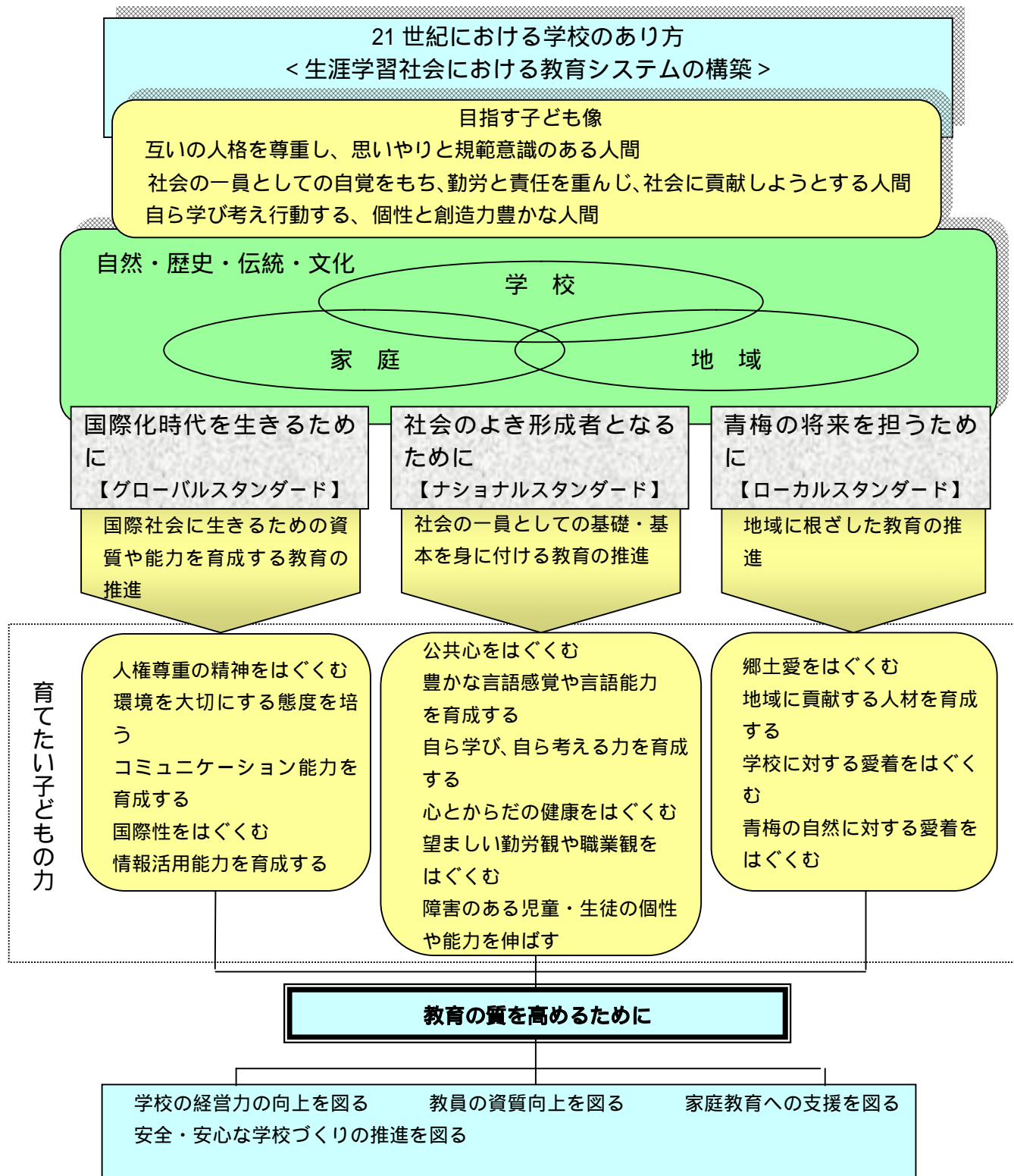
学校図書館の蔵書の充実やコンピュータなどの情報機器の整備とインターネット環境の整備などの教育環境の整備は、教育の質を高める上で欠かすことのできない条件整備です。

さらに、子どもたちが安全で安心して学べる学校として、校舎の耐震化の推進や計画的な施設設備の補修・改修などの環境整備も重要です。

校舎等の環境整備が進む中で、子どもたちが潤いをもって学ぶことのできる学び舎としての視点を加えていくことも大切です。

このようなことから、教育の質を高めるための施策等を骨子の各柱を支える基盤として位置付けました。

8 構想図



第2章 「青梅市教育推進プラン」における提言

1 提言内容

柱1 国際化時代を生きるために

国際社会に生きるための資質や能力を育成する教育の推進

(1) 人権尊重の精神をはぐくむ

提言1：人権教育の充実

国際人としての人権感覚を身に付け、国籍や人種、民族などについてのあらゆる偏見や差別をなくすために、人権尊重の理念を広く学校・家庭・地域に定着する人権教育を推進することが求められています。

そのためには、国際社会の視点に立った人権教育推進のための啓発資料を作成し、資料の活用を図るとともに、学校・家庭・地域ごとに一層の人権教育の推進が必要です。

保護者、地域等を対象に、身近な課題から人権の大切さに気付くことのできる実践的な研修会を開催し、大人から子どもに伝え、教えていく環境づくりが大切です。

また、学校においては、道徳教育の充実、子どもが主体的に取り組む調べ学習や問題解決的な学習などの指導を一層進めていくことが重要です。

提言2：国際理解教育の充実

国際化の進展において、国際社会に貢献する態度をはぐくむために、国際感覚を身に付けるとともに日本の歴史・伝統・文化に関する学びを通して、他国の歴史・伝統・文化への理解を深め、尊重する態度を培うことが求められています。

そのためには、学校教育において国際理解教育を円滑に且つ実践的に取り組むためのカリキュラムの研究・開発を進めていくことが必要です。

子どもが、社会におけるルールやマナーなどの重要性を主体的に学んでいく学習方法の開発や日本の歴史・伝統・文化に触れる楽しさを味わうための題材の

研究などを進め、国際人としての人間的な魅力を育成していくことが大切です。
併せて、歴史によって培われた青梅の伝統・文化および青梅の人々がもつ情緒や道徳観などを、大人から子どもへ継承していく取り組みを推進していくことが重要です。

(2) 環境を大切にす態度を培う

提言：環境教育の充実

近年のオゾン層の破壊や地球温暖化など、地球規模における環境破壊が国際社会における重要な問題となっています。この問題を解決していくためには、これからの地球を支えていく子ども一人一人の環境に対する認識や意識を、一層高めていくことが求められています。

そのためには、子どもが身近な地域の環境について関心をもち、自ら環境について学習していく意欲を培っていくことが必要です。

国や東京都で作成した環境教育に関する指導資料を参考に、青梅市の身近な地域を教材として扱った指導資料集を作成し、子どもが自ら調べたり、解決に向けた取り組みを考えたりする学習展開を行うことが大切です。

また、ゴミの問題や青梅の豊かな自然を大切にす意識をより高めるために、青梅市リサイクルセンターや東京都森林組合などの公的機関と連携した環境教育の推進が重要です。

環境教育については、「柱3の(4)」に示している「青梅の自然に対する愛着をはぐくむ」と関連し合って取り組みを進めていくことが重要です。

(3) コミュニケーション能力を育成する

提言1：国語教育の充実

国際社会の中で豊かな人間性をはぐくんでいくためには、他の人の話を聞き、必要なことを理解する力と、自分の意見や考えを論理的にまとめ、相手にわかりやすく伝える力を身に付けていくことが求められています。

そのためには、コミュニケーション能力の基盤である国語力を総合的に高めていく教育の推進が必要です。

国語力の充実を通して、コミュニケーション能力の育成に欠かすことのできない聞く力と話す力、さらに論理的思考力とそれを根底で支える語彙力を育成

していくことが大切です。

社会のよき形成者となるためにも、コミュニケーション能力は、欠かすことのできないものであり、この教育推進プランにおいては、重点のひとつとして位置付けています。

また、コミュニケーション能力の育成については、「柱2 社会のよき形成者となるために」に示している、国語力の向上に向けた教育活動の推進の内容とここで言う国語教育の充実の内容とが関連し合っ、取り組みを進めていくことが重要です。

提言2：英語教育の改善・充実

国際社会の中で、豊かな人間関係を築いていくためには、国際的共通語であり、中学校の教科である英語を用いたコミュニケーション能力の育成が求められています。

そのためには、従来の中学校の英語教育の在り方を改善し、会話を中心とした学習活動の展開を充実するとともに、小・中学校に派遣しているネイティブスピーカーの活用を一層促進することが必要です。

また、ネイティブスピーカーを英語の時間だけでなく、総合的な学習の時間や学級活動等においても積極的に活用し、子どもが英語に触れる機会を多くすることが大切です。

さらに、小・中学校と地域にある大学等との連携を図り、英語活動や英語教育の一層の充実を図ることが重要です。

提言3：多くの人とかかわる教育の充実

国際社会の中で、コミュニケーション能力を育成するためには、国内外を問わず、数多くの人との会話等を通じた交流が必要です。

そのためには、学校や地域社会において、子どもたちが広く社会の人々とかかわることのできる場の設定や、あいさつ運動などを地域全体において実施することが大切です。

(4) 国際性をはぐくむ

提言：国際感覚をはぐくむ教育の推進

国際化時代の進展とともに、国際感覚を身に付け、豊かな世界観をはぐくむためには、他の国の人々との相互理解にもとづいた人間関係の構築が求められています。

そのためには、日本の文化と世界の文化との交流等の機会の促進や姉妹都市であるドイツのポツパルト市との交流の成果の活用や新たに諸外国との交流活動を積極的に行い、国際感覚を身に付けていくことが必要です。

また、青梅市内にある国際交流関係諸団体との連携や居住している他の国の人々との交流も推進していくことが大切です。

(5) 情報活用能力を育成する

提言：情報教育の推進

インターネット等をいつでも、どこでも、だれもが活用できる情報化社会の構築に向けて、今後国が進めていくユビキタスネット社会(I C T)に備えるためには、多様なネットワークを通じた人と人とのコミュニケーションの実現を可能とした取り組みを進めていくことが求められています。

そのためには、学校内における情報通信機器の一層の活用を図るとともに、将来に向けて、子どもの情報活用能力を育成するための指導法の研究・開発を一層進めることが必要です。

現在、青梅市では、全小・中学校において、コンピュータが設置され、インターネットに接続できる環境にあります。こうした情報通信機器を生かし、現代の情報化社会の課題でもあるインターネットやメールなどの利用に関するモラルやマナーをはぐくむとともに、情報収集・選択・処理・活用等に関する指導の充実を図ることが大切です。

柱2 社会のよき形成者となるために

社会の一員としての基礎・基本を身に付ける教育の推進

(1) 公共心をはぐくむ

提言：奉仕体験活動の充実

公共の利益に尽くそうとする精神や態度を育成するためには、学校・家庭・地域が協働した取り組みを推進することが求められています。

そのために、学校では、総合的な学習の時間や学校行事、学級活動等で奉仕体験活動を企画し、計画的に取り組むとともに、地域の奉仕体験活動へ積極的に子どもを参加させ、公共心を根付かせる取り組みが必要です。

家庭では、学校や地域の取り組みに保護者も含めて積極的に参加・協力するとともに、保護者の行動や態度が子どもたちにとってよい見本となることが大切です。

また、地域は、独自で実施する奉仕活動またはボランティア活動等について、学校との連携を強めるとともに、学校で行う奉仕体験活動については、積極的に参加・協力し、地域の将来を担う子どもの育成に、学校とともに取り組んでいくことが重要です。

(2) 豊かな言語感覚や言語能力を育成する

提言：国語力の向上に向けた教育活動の推進

豊かな言語感覚や言語能力は、相互理解に向けたコミュニケーションを成り立たせています。また、思考力、創造力、表現力などの知的活動の基礎である国語力を高めるためには、学校での教科等の取り組みを充実していくとともに、家庭における家族との会話の機会の増加、本の読み聞かせや提供、地域における本の読み聞かせ活動の充実などが求められています。

そのため、学校においては、国語科における教科指導の充実とともに、他教科との関連を図る中で、国語力の向上を図ることが必要です。

また、国語力を向上させるためには、表現活動とともに読書活動が極めて重要なことから、読書活動を中心とした特色ある教育活動や総合的な学習の時間等におけ

る創意工夫ある取り組みが大切です。

こうした学校の取り組みに対して、家庭・地域は、読書習慣の確立に向けて、学校図書館を活用した読み聞かせや優良な本の紹介などの支援をしていくことが重要です。地域における図書館ボランティアなどの組織を創設し、教育委員会も支援する中で、地域とともに子どもの国語力の向上に向けた取り組みを推進していくことが重要です。

教育委員会は、「青梅市子ども読書活動推進計画」を推進していくとともに、学校で学んだことを子どもが発表する機会として、主張大会や読書感想文コンクールなどを開催し、学校・家庭・地域の期待に応えていくことが大切です。

近年、情報化社会や時代の流れとともに、メールの普及や語彙力の不足等から言語環境の乱れが懸念されています。青梅市においては、長い歴史によって培われてきた人情と温かな心が人々に浸透しています。子どもたちに対して、市民一人一人の温かい言葉かけが、言語環境の整備につながる第一歩であるにとらえています。

(3) 自ら学び、自ら考える力を育成する

提言1：学力向上に向けた取り組みの推進

基礎的・基本的な学力の確実な定着や個の能力をより伸長するための基盤となる学力の向上を図るためには、指導法の改善・充実とともに、国や東京都が実施する学力調査の結果をもとにした体系的な授業の実施が求められています。

そのために、学校では、学力調査結果や児童・生徒、保護者、学識経験者等による授業評価の結果を十分に分析・考察し、その結果にもとづく、「授業改善推進プラン」の作成・実施・改善を進め、授業改善サイクルの定着を図ることが必要です。

また、この「授業改善推進プラン」をより確かなものとするためには、学力向上推進委員会による取り組みの充実を図るとともに、教科指導の方法等の研究開発を進め、子ども一人一人の個に応じた指導法の改善・充実を図ることが大切です。

「柱4 教育の質を高めるために」に示している、教員の資質向上の内容とここで示す学力向上の推進の内容とが関連し合っ、取り組みを進めていくことが重要です。

提言 2：小・中学校の連携の推進

青梅市の実情に応じた義務教育の充実を図るために、今まで以上に小・中学校の連携による教育実践が求められています。また、青梅市における学校規模や地域の特性をより生かすために、小・中学校の一貫教育も求められています。

そのため、小・中学校の連携の基となる義務教育 9 年間を通じた教科ごとのカリキュラム作成や特色ある教育活動を展開することが必要です。

教科ごとのカリキュラムや特色ある教育活動を検討する機関を設置し、研究開発を進めていくことが重要です。

また、青梅市内にある小規模校の小・中学校においては、特色ある一貫教育校づくりに向けて、推進委員会等を設置し、学校運営や教育課程等の研究開発、モデル事業の展開、さらに小規模特認校制度の活用の在り方などを検討していく中で、進めていくことが大切です。

提言 3：高等学校、大学との交流の推進

各小・中学校の教育活動の一層の活性化を図るために、青梅市近隣に所在する高等学校や大学との連携・協力を図ることが求められています。

そのためには、児童・生徒、教員等の人的交流や施設・設備の活用などを高等学校や大学と進めていくことが必要です。

教育委員会は、平成 18 年度に明星大学とのインターンシップ制度の協定を締結し、大学から学生の派遣を受け入れています。この制度をさらに活性化させるために、インターンシップを行った学生に対して、取り組みの成果を評価する修了証の発行や指導主事や校長による教員養成講座等を実施し、相互に利点のある制度にしていくことが求められています。

また、高等学校については、都立青梅総合高等学校等との授業交流や農業・林業・園芸等の実習体験などをより進めていくことが大切です。

今後に向けて、小・中学校と高等学校、大学との交流を進める窓口の設置や高等学校、大学との交流実践事例集の作成などを行い、交流の活性化をより図ることが必要です。

提言4：児童・生徒の学習支援の促進

自ら学び、自ら考える力の育成に向けて一層の学力向上を図るためには、教職員はもとより地域の人々や大学生等の力を導入するなどして、子ども一人一人の習熟の状況に応じた学習支援が求められています。

そのため、学校に教員OB等で組織した学習支援員を派遣したり、近隣の大学生や地域のボランティアを学習支援員として派遣したりするなどの取り組みが必要です。

また、児童・生徒の学習のニーズに応じて、必要とされる授業時間外の補習等の実施や放課後、週休日における市民センター等を利用した学習相談室等の設置などを検討していくことが大切です。その際の学習相談員は、市内に設置されている都立高等学校の生徒等にボランティアとして参加協力を依頼することも考えられます。

さらに、家庭での保護者等による学習支援が一層の効果을上げるために重要であると考えます。

(4) 心とからだの健康をはぐくむ

提言1：心の教育の推進

子どもが自他の生命を大切に、思いやりの心や社会生活の基本的なルールを身に付け、いじめの根絶を目指すために、学校・家庭・地域等が連携した取り組みを積極的に推進することが求められています。

そのためには、保護者や地域とともに進めていく道徳教育の充実や子どもの自立を促す社会奉仕体験活動の推進、道徳地区公開講座の充実、心のパスポートの活用、「青梅子どもルール」の啓発等を通じた規範意識の高揚などの取り組みを一層進めていく必要があります。

提言2：情操教育の推進

真・善・美などの人間的な価値観を養うために、文化・芸術などの活動を積極的に取り入れた情操教育を推進していくことが求められています。

そのため、学校においては、演奏会や音楽会、合唱コンクール、図工作品展、美術展などを開催し、子どもの豊かな感性をはぐくむことが必要です。

また、一流の演奏家・画家による音楽や芸術作品を鑑賞する機会を拡充し、感動

と喜び、そして感受性を高め、より豊かな情操をはぐくむことが大切です。

教育委員会は、このような学校の取り組みに対して、できる限りの支援をすることが重要です。

提言3：健康・安全教育の推進

子どもが健康で充実した人生を送るために、自ら健康を適切に管理し、改善していく意志と行動力、また自ら危険を回避できる危機回避能力等を培うことが求められています。

そのためには、食に関する指導の充実に向けて、指導資料を作成するとともに、その資料を活用して、栄養職員や調理師などと教員との複数指導の充実が必要です。

また、生活習慣に関する指導も重要なことから、国や東京都で進めている生活習慣確立プロジェクトと連携を図り、家庭への理解・啓発も含めて取り組んでいくことが大切です。

近年、子ども自身の安全に対する意識の低下が懸念されています。

子どもを取り巻く様々な安全上の課題について、自ら考え、適切な判断のもとに行動できる力を養うために、学校・家庭・地域が密接な連携のもとに事例等を用いた安全教育を推進していくことが重要です。

提言4：教育相談の充実

いじめ、不登校等の多様な課題に対応するために、メール相談や電話相談の機能を高めるとともに、巡回相談を拡充することが求められています。

そのためには、教育相談所における心理相談員の相談機能を高めるとともに、巡回相談や要請による訪問相談などを拡充し、学校への支援体制および相談環境の整備を図ることが大切です。

また、特別支援教育の展開に向けて、就学相談から就学支援、学習相談から学習支援までの連続性のある相談体制の構築を図っていくことが重要です。

提言5：不登校児童・生徒に対する取り組みの充実

不登校児童・生徒に対する教育を適切に施すために、教育相談や適応指導教室の指導の充実、家庭と学校との一層の連携が求められています。

そのためには、心理相談員による巡回相談の拡充や不登校児童・生徒の学習を学校外で指導できるスタッフと場の確保、さらに家庭との連携を深めるために、不登校の児童・生徒の保護者を対象にしたコミュニティーサークルの創設などに取り組む必要があります。

また、青梅市における不登校児童・生徒への取り組みを一層充実していくために、学識経験者や心理相談員を構成員とした協議会を設置し、事業の推進と評価を行うことが大切です。

提言6：体力の向上に向けた取り組みの充実

子どもが健康でたくましく生きていくために、体力の向上に向けた取り組みを学校・家庭・地域等が連携して進めていくことが求められています。

そのためには、体力テストの実施学年を拡充し、その結果を体力向上推進委員会等で分析・考察のもとに、体力向上策を策定し、体力向上に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

また、体力向上に向けて、学校・家庭・地域等が連携して取り組む実践事例集等を作成し、その資料の活用を図り、子どもの実践力をはぐくむことが大切です。

提言7：部活動の振興

児童・生徒の学校生活を有意義なものにし、個性・能力を伸長し、社会性をはぐくみ、生涯にわたって文化・スポーツ等に親しむ態度を育成するために、部活動の振興を図ることが求められています。

そのためには、教員だけでなく、外部指導員の導入の拡充や地域の人材活用などを行い、児童・生徒の活動を充実させていく必要があります。

近隣大学との連携による外部指導員の拡充や民間企業への委託なども視野に入れ、広い範囲から外部指導員を募ることを検討していくとともに、外部指導員対象の研修会を実施するなどして、人材の確保と同時に資質の向上にも努めていくことが大切です。

また、部活動を振興し、学校や児童・生徒、保護者のニーズに応じた部活動を進めていくためには、そうした意見等を集約し、検討を重ねていく委員会を設置し、教育委員会との連携のもとに計画的に進めていくことが重要です。

さらに、部活動等で活躍した児童・生徒への顕彰制度を創設し、努力の成果を評価し、活動意欲をより高めていくことも必要です。

(5) 望ましい勤労観や職業観をはぐくむ

提言：キャリア教育の推進

望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、働くことの意義を理解するために、学校と企業および地域の人々との恒常的な連携をもとにした教育活動の推進が求められています。

そのためには、企業や地域の人材の活用を図り、小学校では、調べ学習を中心に様々な職業があることを知り、将来の夢につなげていくことが大切です。また、中学校では、職場体験等を通して、望ましい勤労観を体験的に学んでいくことが大切です。

さらに、キャリア教育の円滑な推進に向けて、小・中学校の9年間を見通した進路指導の充実が重要です。

中学校での職場体験を進めるためには、市役所の関係部署や地域の企業の代表者からなる推進委員会を設置し、体験場所の確保および拡充を図るとともに、将来の青梅市民を育てる観点から、共通の目的意識をもって取り組むことが大切です。

(6) 障害のある児童・生徒の個性や能力を伸ばす

提言：特別支援教育の推進

L D、A D H D、高機能自閉症等を含め障害のある児童・生徒のニーズに応じた教育的支援を行うために、教育・医療・保健、福祉、労働等の関係機関が連携して、特別支援教育を推進することが求められています。

そのためには、平成18年3月に策定した「青梅市特別支援教育基本計画」および平成19年3月に策定した「青梅市特別支援教育実施計画」にもとづいた特別支援教育を円滑に進めていくことが重要です。

教育・医療・保健、福祉、労働等の関係機関との連携による相談体制や支援体制の構築、幼稚園、保育園と小学校の連携による就学支援の充実、小・中学校における校内委員会の活性化やコーディネーターの養成など、特別支援教育の基盤づくりを継続的に取り組んでいくことが大切です。

また、特別支援教育の実施に当たっては、啓発リーフレットの作成や説明会などを実施し、学校関係者はもとより、市民・保護者等への理解・啓発を継続的に行うことが必要です。

柱3 青梅の将来を担うために

地域に根ざした教育の推進

(1) 郷土愛をはぐくむ

提言：青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進

郷土としての青梅に対する愛着と誇りをはぐくむために、子どもが居住する地域の歴史・伝統・文化を理解し、それらに触れる機会を増やすことが求められています。

そのためには、学校において、地域の歴史・伝統・文化の教材化を促進し、発達段階に応じて、子どもたちが興味をもつように工夫し、自ら体験的に学んでいくことができるようにすることが必要です。

特に、地域において傳承されている様々な伝統芸能や伝統行事、伝統技術などを積極的に学校や子どもに紹介していくことが大切です。

学校や家庭は、そのような地域の文化・伝統的な行事に、子どもを積極的に参加させ、地域の人々の温かい人情に触れながら、子どもたちに青梅の歴史・伝統・文化のよさと歴史の重みを学ばせていくことが重要です。

青梅の地に伝わる伝統芸能を継承していくためには、地域において「青梅子ども祭り」などを企画し、子どもたちへの積極的な働きかけをすることが必要です。

さらに、教育委員会が主体となって、青梅の伝統芸能の継承を奨励し、優れた伝統芸能を継承している子どもたちを認め、表彰するなどの取り組みを進めていくことが必要です。

祖先は、豊かな自然につつまれた青梅の地で暮らしはじめ、永い営みの中から、歴史と文化を築き上げてきました。

今後、未来に向けて、青梅ならではの教育の推進・充実を一層図るためには、この長い郷土の歴史を振り返り、そこから多くのことを学び、新しい青梅をどう創造すればよいのかを考えていくことが重要です。

青梅に奉職する教職員は、青梅の歴史を学び、そこから得たものを土台にして、子どもたちへの指導に当たることが必要です。

教育委員会は、教職員を対象にした青梅の歴史・伝統・文化の理解に関する講座

や研修会を開催し、教職員の資質をより高めていく中で、青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進を図ることが求められています。

(2) 地域に貢献する人材を育成する

提言：地域の一員としての自覚を高める教育の推進

子どもが地域の一員としての自覚を高めるために、教科等の学習活動や学校行事等において、地域の人々との協働によって行う取り組みを推進することが求められています。

子どもが地域の人々の温かい心に触れ、地域の人々から地域のよさを学ぶことによって、地域を支えていく意識を高めていきます。

学校や地域は、そのために、地域の人材登録制度を設けるなどして、学校と地域の協力体制を整えておく必要があります。

また、地域のボランティアなどの奉仕体験活動を通して、子どもに地域の一員としての自覚を促していくことも大切です。

さらに、学校・家庭・地域等が一体となって、自治会や市民センター等を中核とした地域コミュニティを形成し、その中で協働して行われる行事や取り組み等を通して、地域における子どもの育成を目指していくことが重要です。

(3) 学校に対する愛着をはぐくむ

提言：地域に開かれた学校教育の推進

地域の歴史とともに培われた学校の伝統・文化等を継承し、地域と一体となった学校づくりを展開するために、地域の特色を生かし、地域に開かれた学校づくりを推進することが求められています。

そのためには、自校の伝統を生かした学校行事等を実施し、保護者や地域の人々への参加を促すとともに、学校の取り組みに対する地域の参画を一層進めていくことが必要です。

その他に、学校が地域のコミュニティの場として活用される中で、相互交流を積極的に進めていくことが大切です。

(4) 青梅の自然に対する愛着をはぐくむ

提言：青梅の豊かな自然を題材にした教育活動の推進

自然の大切さを実感するために、青梅の豊かな自然を子どもの学習に生かし、体験的に学ぶ環境教育を推進することが求められています。

そのためには、学校教育と社会教育が連携し、自然を生かした自然体験学習を発達段階に応じて系統的に推進していくことが必要です。

小学校では、自然のすばらしさと自然の恵みを友だちとともに学び、中学校では、地球環境における自然の大切さや自然の中での集団生活の在り方を学ぶために、関係機関・団体との連携によるキャンプや自然宿泊体験活動を推進していくことが青梅ならではの取り組みとして重要です。

また、このような取り組みを通して、子どものリーダー性や協調性をはぐくんでいくことが大切です。

柱4 教育の質を高めるために

(1) 学校の経営力の向上を図る

提言1：学校経営の充実

学校教育の一層の質的向上を図るためには、校長の経営方針のもとに、組織的な運営を展開し、自主的・自律的な学校運営の推進を図ることが求められています。

そのためには、予算、人事等に関する校長の権限を拡大し、学校におけるトップマネジメントの強化を図ることが必要です。

また、校長は、学校評価システムの確立を図り、学校評価に基づく経営改善・充実を行うとともに、学校の経営方針等について、保護者や地域に対する説明責任を果たしていくことが大切です。

教育委員会は、校長の経営方針にもとづく、人事構想や主体的な教育活動等への支援を行うことが重要です。

さらに、今後に向けては、校長の学校経営方針を予算面で支えるための予算配分の在り方や予算執行権の拡大などを検討し、校長の経営職能を充実していくとともに、学校独自に教育の質的向上につながる取り組みを円滑に実施できるようにしていくことが重要です。

その他に、校長の経営方針にもとづく人事構想の実現に向けた人事配置について、関係機関に働きかけ、主幹級の職員の計画的な配置など、校長の意向が一層反映できる人事異動の在り方を検討していく必要があります。

提言 2：学校評価の充実

保護者や市民から学校運営等に対する支援を一層得るために、教育活動の積極的な公開や市民等の学校行事等への参加を拡大するとともに、保護者、地域住民等による外部評価の実施が求められています。

そのために、校長は、具体的な学校経営目標を定め、組織的・計画的に教育活動を展開する中で、その成果を検証するとともに、保護者や地域住民による評価や学識経験者等の第三者による外部評価を実施し、教育活動の継続的改善を図っていく必要があります。

国から公表された「学校評価ガイドライン」を踏まえ、学校ごとに特色ある評価の観点や規準を定め、評価方法等を工夫するなどして、外部評価を進めていくことが大切です。

提言 3：保護者・地域住民の参画の推進

外部評価の一層の充実を目指すとともに、保護者や地域住民の意見や考えを学校運営に反映していくために、保護者や地域等の人々の学校運営への参画を積極的に推進することが求められています。

そのためには、学校からの情報提供を一層積極的に行い、教育活動の公開を進めて、家庭・地域に開かれた学校づくりを進める必要があります。

その中で、学校運営連絡協議会の充実や地域の自治会との連携、学校の校内組織に位置付けた委員会等に保護者、地域の人々が委員として参画するなどの取り組みが必要です。

また、学校が地域コミュニティの活動の場として活用される中で、地域の人材を活用した特色ある教育を推進するなどして、地域との信頼関係を醸成し、地域住民の一層の参画を促していくことが大切です。

また、保護者・地域と連携し、各学校の実態に応じた特色ある教育活動の推進と学校教育の活性化に資するために実施している「子どもいきいき学校づくり推進事業」は、これまでの取り組みを検証し、充実させ、各学校の自主性や自立性をより高めていくことが重要です。

提言４：教育委員会による学校支援体制の整備

教育委員会は、校長のリーダーシップのもとに、組織的・計画的に学校運営を進める学校に対して、適切な評価のもとに、必要な指導・助言を行い、学校の取り組みに対する支援体制を構築することが求められています。

校長の学校経営への支援、教育課程の編成・実施、特色ある教育活動の充実や特別支援教育の円滑な実施、いじめ、不登校、学力向上、健全育成などの課題への対応など多岐に渡って、教育の専門的事項に関する指導・助言や支援体制の構築が必要です。

そのため、教育委員会は、学校への支援体制を構築するために、教育に関して高度の専門性を有するスタッフを関係部署に配置することが重要です。

このスタッフを中心に、指導主事、学識経験者、校長・副校長・教員のOB、健全育成団体などの代表からなるプロジェクトチームを創設し、学校の課題解決に向けて、チームが一丸となって組織的に取り組むなどの支援体制の構築を図ることが必要です。

また、日常的な支援策として、学校経営支援室を設置し、学校経営上の課題や授業改善の方策等への指導・助言、初任者研修から４年次教員の研修までの支援などを図ることが大切です。

（２） 教員の資質向上を図る

提言１：教員の資質向上

義務教育の責任を果たすために、いつの時代にあっても、様々な教育改革がどのように進められようとも、学校教育の根本である「教師力」いわゆる教員の資質の向上が常に求められています。

そのためには、児童・生徒への理解を深め、教科の高い専門性と指導力を有する優れた教員を養成することが必要です。

教員のライフステージに応じた研修の充実、小・中学校の連携による教科等の研究・開発の推進、市独自の研究開発委員制度の設置などを実施することが大切です。

また、東京都教育委員会との連携を深め、東京教師道場に教員を積極的に派遣し、市内のリーダーとして育成することも必要です。

その他に、青梅市の小学校教育研究会、中学校教育研究会との連携による実践研究の充実や各小・中学校におけるリーダー的な教員の育成、OJTを生かした研修の推進などが重要です。

提言2：授業力の向上

授業力の向上に向けて、国や東京都による学力調査の結果や保護者・地域、児童・生徒等による授業評価の分析・考察をもとにした「授業改善推進プラン」の改善・充実を図ることが求められています。

そのためには、学力向上推進委員会等において、授業評価の在り方や「授業改善推進プラン」の活用・見直しの在り方などを研究開発していく取り組みが必要です。

具体的には、授業評価のモデルプランの作成、教科ごとの「授業改善推進プラン」の作成・見直しのためのQ & Aを作成し、活用を促すなどを通して、授業改善のサイクルを確立していくことが大切です。

また、授業力の向上のためには、児童・生徒理解にもとづく教材開発や指導法の研究などを行う場と機会の提供が必要です。

将来的な構想として、教育委員会の組織の中に教科等の研究開発センター等を設置し、青梅の児童・生徒の実態に即した教材開発・IT活用や地域の伝統・文化・歴史の教材化および指導法の工夫・改善などに力を入れることが重要です。

さらに、各自治体、研究所、学校をつなぐ研修ネットワークを構築し、それぞれに情報の提供・活用を図ることを検討していくことが必要です。

提言3：教職員の服務規律の確保

近年頻発している教職員による服務事故の防止を徹底し、学校教育に対する信頼を確保することが今まで以上に強く求められています。

そのため、教育委員会と学校が一丸となって、教職員に教育公務員としての自覚や法令遵守の意識を浸透させることが必要です。

服務事故の防止のための研修の実施はもとより、服務事故が身近に発生している極めて重大な社会的問題であることを、事例等を用いて教職員に繰り返し認識させ、服務規律の確保に向けて、常に自分の生活態度や行動を自己評価する機会や場を設定することが重要です。

(3) 家庭教育への支援を図る

提言：生活習慣等の確立に向けた啓発

家庭における子どもたちの生活習慣の確立を目指すために、国や東京都と連携して、家庭教育への啓発事業の推進を図ることが求められています。

そのためには、啓発資料の作成・配布やシンポジウムの開催などを行い、家庭における生活習慣の確立に向けた支援を実施していくことが必要です。

また、生活習慣の確立を図ることは、併せて学習習慣の確立にもつながることから、学校や PTA 組織、関係団体等と連携した取り組みを推進していくことが重要です。

(4) 安全・安心な学校づくりの推進を図る

提言 1：学校・家庭・地域の連携による安全への取り組みの推進

児童・生徒が安心して学ぶことのできる学校づくりを目指すために、学校・家庭・地域・関係諸機関等が相互に連携した安全・防災対策などの取り組みを推進することが求められています。

そのためには、学校・家庭・地域・関係諸機関等が一体となった防犯パトロール等の取り組みの実施や学校・家庭・地域・関係諸機関等が連携した安全・防犯教育の推進、「地域安全マップ」の作成等を通じた安全指導の充実が必要です。

その他に、学校の全教育活動を通して、児童・生徒の危険予知・予見能力を高める指導の充実を図ることや関係機関等との連携にもとづく緊急時の連絡体制の構築、非常時における教職員の安全行動等に関する訓練を計画的に実施することが大切です。

提言 2：施設面からの安全対策の推進

不審者の侵入から子どもを守るために、防犯設備の充実による安全対策が求められています。平成 18 年度に設置した防犯カメラを活用した防犯体制の整備の充実を図ることが必要です。

提言3：校舎・施設・設備等の安全確保の推進

子どもが安心して学べ、安全に過ごすために、安全・安心な施設および教育環境の整備が求められています。

そのためには、校舎外壁等の保守、老朽化した危険箇所の早期発見および早期改修の取り組みを計画的に進めていく必要があります。

提言4：校舎等の耐震化の推進

子どもの安全確保と市民の避難所としての役割を果たすために、校舎等の耐震化が求められています。

そのためには、学校施設の耐震化計画の策定を行い、早期に全小・中学校の耐震化を進めていくことが重要です。

参 考

1 青梅市における特色ある施策の取り組み

「青梅市教育推進プラン(仮称)」の策定に当たって、平成16年度または、平成17年度から平成19年度までの青梅市における特色ある事業を掲載しています。

ここに記載している事業は、この推進プランを策定する上で、基盤となった事業です。平成20年度以降の取り組みについては、この推進プランに示されている考えや提言をもとに改善・充実等に努めていきます。

< 学校教育 >

(1) 心の教育の推進(国語力の向上)

【青梅市小・中学生の主張大会の実施】

平成16年度に創設された「東京都教育の日」において、青梅市と青梅市教育委員会が共催で実施した「青梅子どもルール」の継続的事業として、平成17年度、平成18年度にわたって、第1回、第2回の青梅市小・中学生の主張大会を開催しました。

この事業の目的は、青梅市の子どもたちが、将来の夢や生き方、身近な生活や社会に対する考え方、郷土への思いなどについて自らの考えを発表し、小・中学生の自立心をはぐくむとともに、小・中学生一人一人の様々な考えや思いを同じ小・中学生および保護者・市民が受け止める貴重な機会とするために実施しています。

項 目	計 画		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
心の教育の推進 国語力の向上	第1回青梅市小・中学生の主張大会の実施 【主な内容】 ・学校教育関係者、地域および青少年関係諸団体、小・中学校PTA等による実行委員会を設置して実施する。	第2回青梅市小・中学生の主張大会の実施 【主な内容】 ・企画・運営に児童・生徒の参画を促す。	第3回青梅市小・中学生の主張大会の実施 【主な内容】 ・来場者の一層の増員を図る。

(2) 個を伸ばす指導の充実

【学力向上の推進】

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために、学力向上推進モデル校を設置し、子どもたちの学力向上に向けて、授業改善推進プラン等を作成するなどの取り組みを行うとともに、その成果を市内全校に普及させることを目的に実施します。

また、「授業改善プラン」の作成・実施・検証・改善の授業改善サイクルの確立を図っています。

項 目	計 画		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
個を伸ばす指導の 充実	学力向上推進モデル校の指定、成果の発表 【モデル校数】 ・市立小学校 1 校 ・市立中学校 1 校 学力向上推進委員会 【主な内容】 ・授業改善推進プラン等見直し・改善を図る。 小・中学校研究発表会を実施する。	学力向上推進モデル校の成果の普及	学力向上推進モデル校の指定、成果の発表 【モデル校数】 ・市立学校 1 校 児童・生徒による授業評価の実施 教育活動支援員の配置

(3) 健康・体力づくりの推進

【体力テストの実施と活用】

健康・体力向上推進委員会を設置し、新体力テストの実施およびその結果の分析・考察にもとづく体力向上策などを検討し、子どもたちの健康・体力づくりを一層推進しています。

項 目	計 画		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
健康・体力づくりの 推進	新体力テストの 実施・拡充 健康・体力向上推 進委員会の設置 【主な内容】 ・児童・生徒の個人 カルテを作成する。 ・家庭との連携を視 野に入れた啓発 資料を作成する。		→
			→
		学校訪問を通じ た栄養士による食 に関する指導の実 施	→
		食に関する指導 資料の作成	食に関する指導 資料の活用 体力向上に向け た資料の作成

(4) 読書活動の推進

【読書活動推進モデル校の指定と成果の普及】

児童・生徒の豊かな感性を養い、自ら進んで読書をする意欲や態度をはぐくむために、「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづいて、学校における読書活動の一層の推進を目指すために、読書活動推進モデル校を設置し、読書活動の推進を図るための具体的な方策を立てて、実践的な研究に取り組みます。また、保護者・地域との連携の視点を取り入れた研究を行うとともに、その成果を市内全校に普及させることを目的に実施しています。

項 目	計 画		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
読書活動の推進	読書活動推進モデル校の指定、成果の発表 【モデル校数】 ・市立小学校 2 校 ・市立中学校 1 校 図書館支援員の配置	読書活動推進モデル校の成果の活用	→
	学校図書館の充実		→
	【主な内容】 ・司書教諭研修を実施(年 2 回)する。		→

(5) 情報教育の推進

【小・中学校における I T 活用の推進】

高度情報通信社会を主体的に生きることができる児童・生徒を育成するため、今後、将来にわたって求められる「情報活用・選択能力」を身に付けることをねらいとし、情報活用・選択による実践力の育成、情報手段の活用能力の育成、情報社会に参画する態度の育成の3点を目標に掲げ、小・中学校における情報教育の推進を図っています。

項 目	計 画		
	平成15～17年度	平成18年度	平成19年度
情報教育の推進	全小学校へのコンピュータおよび校内LANの設置	小学校におけるコンピュータの活用促進	→
	中学校におけるコンピュータ活用の推進		→
	研究推進校の指定・成果の活用		→

(6) 特別支援教育の展開に向けた取り組みの推進

【特別支援教育の実施に向けた計画の策定】

平成19年度に、これまでの「心身障害教育」から「特別支援教育」への転換に当たり、LD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある児童・生徒の教育ニーズに応じた教育的支援をおこなうために、国や東京都の動向を踏まえた上で、円滑な実施に向けて、「青梅市特別支援教育基本計画」「青梅市特別支援教育実施計画」を策定し、取り組んでいます。

項 目	計 画		
	平成16～17年度	平成18年度	平成19年度
特別支援教育の展開に向けた取り組みの推進	<p>「青梅市特別支援教育検討委員会」の設置</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青梅市特別支援教育基本計画を策定する。 	<p>「青梅市特別支援教育推進本部」の設置</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青梅市特別支援教育実施計画を策定する。 ・校内支援体制を整備する。 	<p>特別支援教育の実施</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青梅市特別支援教育実施計画にもとづく施策を展開する。
	<p>特別支援プロジェクトの実施(平成17年度から)</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育園への巡回相談を実施する。 ・通常の学級に在籍するLD等の児童への巡回相談を実施する。 		

(7) 教育相談体制の充実

【適応指導教室の拡充と相談体制の整備】

児童・生徒の学校生活における不安や進路等に関する悩みなどに対して、教育的な相談体制を整備し、より相談者への適切な対応を図ることができるようにします。

また、不登校傾向にある児童・生徒に対する相談機能の充実を図り、適切な指導および助言等を通して、不登校傾向にある児童・生徒の在籍校復帰を支援しています。

今後は、就学相談と特別支援プロジェクトとの連携を一層緊密化していきます。

項目	計 画		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
教育相談体制の充実	心理相談員による小学校への巡回相談の実施 不登校や不登校傾向にある児童を対象とした適応指導教室の拡充	特別支援教育の実施に向けて、教育相談所と就学相談室との連携による体制の整備 多様な課題に対応できる教育相談所の体制整備	→ →

(8) 安全・安心な学校づくりの推進

【家庭・学校・地域および関係機関との連携等による安全体制の構築】

学校内外における児童・生徒の安全確保を図るとともに、保護者や地域の人々の理解と協力による安全体制を構築し、学校・家庭・地域社会の連携による犯罪被害防止を推進しています。

項 目	計 画		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
安全・安心な学校づくりの推進	防犯ブザーの貸与		→
	「青梅子ども110番の家」の登録		→
	学校・家庭・地域関係機関等との連携によるパトロールの実施		→
	セーフティ教室の実施 等		安全・安心推進モデル校の設置
		地域安全マップづくりの実施	→
	(平成13年度)小・中学校への非常通報装置の設置	市立小・中学校への防犯カメラの設置 等	防犯カメラの運用による防犯対策の充実
	小・中学校への非常用インターホンの設置		→
	子ども安全ボランティア事業の実施 スクールガードリーダーとの連携	子ども安全ボランティア事業の充実	
		→	

< 社会教育 >

(1) 青少年の体験活動の充実

【青少年の健全育成】

小・中学生および高校生等の異年齢集団による団体活動、野外での様々な体験活動を通じて、自主性や社会性を養い、子ども会・地域活動における青少年リーダーとしての資質向上を図ります。

また、青少年自身が地域活動に参加する機会や場を提供するとともに、親子で参加する行事を実施し、異年齢交流や地域交流の充実とともに、親子がふれあう機会を設け、家庭および地域社会全体で青少年の健全育成を図ることを目指しています。

項 目	計 画		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
青少年の体験活動の充実	青少年リーダーの育成活動の実施 【主な内容】 ・小学校5年生以上、中学生、高校生等を対象に実施する。 ・事前研修、宿泊研修、事後研修 計9回実施 親子ふれあい綱引き大会の実施 【主な内容】 ・幼稚園・保育園児の部、小・中学生の部、ふれあいの部、一般の部に分けて実施する。	子ども体験塾の実施 【主な内容】 ・子どもたちに様々な感動体験を提供し、夢と希望をもったたくましい子どもをはぐくむ。 ・高校生の自然体験教室 等	
			放課後子ども教室推進モデル事業の実施

(2) 家庭教育への支援

【子ども情報局による学習情報の提供、生活習慣の確立への啓発】

子どもたちや親を対象に、地域における体験事業の実施や活動の様子、学習施設等の学習情報を近隣の大学との連携のもとに発信し、家庭教育への支援を図っています。また、国や東京都と連携して、生活習慣の確立に向けた事業を展開しています。

項 目	計 画		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
子ども情報局による学習情報の提供	情報誌「ゆめの」の発行		
	ホームページの作成・情報の掲載	家庭教育講演会の実施 家庭教育推進事業の実施 ・父親の家庭教育参加を考える集いの実施(父子キャンプ)	国や東京都との連携のもと、生活習慣の確立に向けた啓発事業の実施

(3) 図書館の整備および読書活動等の推進

【図書館の整備および読書活動等の推進】

児童・生徒の豊かな感性を養い、自ら進んで読書をする意欲や態度をはぐくむために、「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづく事業を展開するとともに、(仮称)新中央図書館では、通年夜間開館を拡充する予定です。

また、平成19年度開館予定の(仮称)新中央図書館では、YA(青少年)コーナーの設置などを予定しています。

項目	計 画		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
図書館の整備および読書活動等の推進	ブックリストの作成・配布 講演会の実施 通年夜間開館の充実 【主な内容】 ・中央図書館では、現行の木曜日に加えて、水曜日も夜間開館を実施する。	図書館ボランティアとの協働の推進	通年夜間開館の拡充(予定) 【主な内容】 ・(仮称)新中央図書館開館

2 その他教育施策に関する基本的な考え方

「青梅市教育推進プラン(仮称)」の策定において、協議を進める中で、次のことが議題となり、話し合いを深めました。

いずれも、今後の教育施策に関する内容であることから、審議を行い、下記のとおりその内容を示します。

(1) 学校選択制についての基本的な考え方

「特色ある学校づくり」や「開かれた学校づくり」を一層推進し、さらなる学校の活性化を図るために、また、保護者の責任に基づいた学校選択の意思を尊重することにより、児童・生徒が自ら適した教育環境で個性や能力を一層伸ばすことができるなどのことから、複数の地方自治体において学校選択制を導入しています。

実際に、学校選択制を実施している地方自治体においては、教育的効果を次のようにとらえています。

- ア 児童・生徒の個性や希望に応じた学校選択の機会が拡大する。
- イ 保護者が学校に対して積極的にかかわる意識や責任感が高まる。
- ウ 学校を選択する過程において、児童・生徒が学校や将来について、家庭で話す機会が増える。
- エ 学校自ら、教育活動の活性化に取り組む意識が高くなる。
- オ 特色ある開かれた学校づくりが進む。
- カ 学校教育の情報発信が進む。

また、次のようなことを課題としてとらえています。

- ア 通学区域外から児童・生徒が通学するため、家庭・地域との連携が図りにくい。
- イ 通学距離が長い場合に、児童・生徒の安全確保が懸念される。
- ウ 風評などで学校を選択する現象が懸念される。
- エ 競争原理の激化によって、学校を商品化してしまう懸念がある。
- オ 学校間格差や序列化を発生させる懸念がある。
- カ 放課後の児童・生徒の生活状況が把握しづらくなる。

青梅市は、東西に長く、市の面積も広く、それぞれの地域が多様化しています。また、自治会組織を中心とした地域のコミュニティーが成熟している状況にあります。

このような状況の中で、各地域の特徴をより生かすことが大切であるとの考え方から、学校選択制を一律に導入する必要はないと考えます。

ただし、山間部や市街地に小規模な学校や大規模な学校が点在しており、それぞれに異なった特色ある教育活動を実施していることから、児童・生徒・保護者の求めるニーズによって区域外の学校への進学を希望してくる場合が想定されます。

このことから一定の条件の下に、通学区域の弾力化について検討をしていく必要があると考えます。

【通学区域の弾力化の例】

市全域選択制

通学区域を残しながらも、市内の全ての学校の中から希望校を選択できる。

ブロック選択制

市内の学校区をいくつかのブロックに分け、自分の属するブロック内からのみ希望校を選択できる。

隣接校（学校区）選択制

本来の学校区に加え、それに隣接する学校区も含めた中から選択できる。

特認校制

特定の学校のみを受入校とする制度である。特認校への通学を希望しない場合は本来の学校区の学校へ通学する。

(2) 二学期制についての基本的な考え方

学期の期間を長期化して、個に応じた学習指導や学校行事等に必要な時間を生み出し、今まで以上に「確かな学力」の定着を図るとともに、充実した学校生活を送ることができるなどのことから、複数の地方自治体において、二学期制を導入しています。

しかし、実施校によっては、学期が長すぎて児童・生徒が学習に集中しないなどの課題も指摘されています。

二学期制については、制度そのものに意味があるのではなく、各学校が授業日数の確保や特色ある教育活動を実施する上で、効率的であり、効果があると判断した場合に行う一つの方法であるととらえています。

したがって、全市的に一律に実施するのではなく、学校が教育課程を編成する際に、三学期制の他に、二学期制も選択できるように規則等の改正を整えておくことが必要ではないかと考えます。

実施に当たっては、児童・生徒および保護者への理解も含めて十分に検討する必要があると考えます。

検討委員会設置要綱

青梅市における今後の教育の充実に向けた教育施策の在り方検討 委員会設置要綱

1 設置

青梅市における今後の教育の充実に向けた教育施策の在り方およびその実施に向けた推進計画を検討するため、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、青梅市における今後の教育の充実に向けた教育施策の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項について協議検討を行い、教育長に報告をする。

- (1) 青梅の将来を担う子どもを育てる教育施策に関する事。
- (2) 青梅市の市民から深く信頼される学校を目指した教育施策に関する事。
- (3) 青梅の地域がもつ教育力を生かした教育施策に関する事。
- (4) 青梅の子どもたちが安全に安心して学べる教育環境に関する事。
- (5) 青梅ならではの教育施策に関する事。
- (6) 前各号に掲げる教育施策の推進計画に関する事。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、教育委員会教育長が委嘱または任命する委員8人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 青梅市立小学校長 1人
- (3) 青梅市立中学校長 1人
- (4) 青梅市立小・中学校PTA連合会の代表 1人
- (5) 東京都立高等学校長 1人
- (6) 青梅市自治会連合会の代表 1人
- (7) 青梅市青少年委員協議会の代表 1人
- (8) 企画部企画調整課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 部会

- (1) 計画の策定に関する事項について調査および研究等を行うため、委員会に部会を置く。
- (2) 部会は、次の12人以内をもって組織する。
 - ア 部長 学校教育部長
 - イ 副部長 部長が指名する職員
 - ウ 部員 部長および副部長が指名する職員
- (3) 前号の規定にかかわらず、部長は、必要があると認めるときには、部会員以外の者を臨時部会員として部会に出席させ、意見を求めることができる。
- (4) 部会の会議は、部長が招集する。

7 報告

委員長は、教育長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

8 任期

委員および部会員の任期は、前項に規定する最終検討結果の報告のあった日の翌日までとする。

9 庶務

委員会および部会の庶務は、教育委員会総務担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

11 実施期日

この要綱は、平成17年6月1日から実施し、教育長への最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

青梅市における今後の教育の充実に向けた教育施策の在り方検討 委員会設置要綱

1 設置

青梅市における今後の教育の充実に向けた教育施策の在り方およびその実施に向けた推進計画を検討するため、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、青梅市における今後の教育の充実に向けた教育施策の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項について協議検討を行い、教育長に報告をする。

- (1) 青梅の将来を担う子どもを育てる教育施策に関する事。
- (2) 青梅市の市民から深く信頼される学校を目指した教育施策に関する事。
- (3) 青梅の地域がもつ教育力を生かした教育施策に関する事。
- (4) 青梅の子どもたちが安全に安心して学べる教育環境に関する事。
- (5) 青梅ならではの教育施策に関する事。
- (6) 前各号に掲げる教育施策の推進計画に関する事。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、教育委員会教育長が委嘱または任命する委員6人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 青梅市立小学校長 1人
- (3) 青梅市立中学校長 1人
- (4) 東京都立高等学校長 1人

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 部会

- (1) 計画の策定に関する事項について調査および研究等を行うため、委員会に

部会を置く。

(2) 部会は、次の12人以内をもって組織する。

ア 部 会 長 学校教育部長

イ 副部長 部長が指名する職員

ウ 部 員 部長および副部長が指名する職員

(3) 前号の規定にかかわらず、部長は、必要があると認めるときには、部会員以外の者を臨時部会員として部会に出席させ、意見を求めることができる。

(4) 部会の会議は、部長が招集する。

7 報告

委員長は、教育長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、平成18年度内に最終検討結果を報告する。

8 任期

委員および部会員の任期は、前項に規定する最終検討結果の報告のあった日の翌日までとする。

9 庶務

委員会および部会の庶務は、教育委員会総務担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

11 実施期日

(1) この要綱は、平成17年6月1日から実施し、教育長への最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

(2) 3項の改正は、平成18年4月1日から実施する。

検討経過

平成17年度		
回 場所	実施 月日	主 な 検 討 内 容
第 1 回	6月30日	1 委員の委嘱 2 各委員自己紹介 3 委員長、副委員長の選任 4 教育長からの趣旨説明 5 要綱の説明 6 推進計画の内容に関する検討 7 今後の委員会開催日程の調整
第 2 回	7月29日	1 委員による意見交流 【テーマ】 学校・家庭・地域における子どもたちの現状 子どもたちに必要な教育とは 2 推進計画の作成に当たっての方向性の検討
第 3 回	8月24日	1 道徳教育の充実 生命の尊さを学ぶ学習活動の在り方 2 学びを支える体験活動の推進・充実 社会体験活動・奉仕活動等の在り方
第 4 回	9月30日	1 学力向上の推進 学力向上策の在り方 学校・家庭・地域等との連携による学力向上策 2 キャリア教育の推進 商工会・民間企業等との連携の在り方
第 5 回	10月31日	1 特色ある学校づくり 保護者・地域等との連携による取り組み 地域の人材を活用した取り組み 地域の特色を生かした取り組み 等
第 6 回	11月14日	1 健康・体力づくりの推進 部活動の振興・充実 2 自主・自律的な学校経営の推進 学校マネジメントシステムの確立、教育課程の弾力化等

第 7 回	1月19日	1 特色ある学校づくり 青梅の歴史・文化・伝統等の教材化 特色ある教育活動の在り方 二学期制、学校選択制・通学区域の弾力化 2 開かれた学校づくり 特色ある教育活動、外部評価制度の推進 3 1年次のまとめの検討
第 8 回	2月15日	1 教員の資質・能力の向上 研修の在り方等 2 地域の自然・文化・伝統・芸術に親しむ体験（学習）活動の充実 地域の人材を生かした体験（学習）活動の在り方 3 地域の教育資源の活用 地域教育プラットフォーム 4 1年次のまとめ

平成18年度		
回 場所	実施 月日	主 な 検 討 内 容
第 1 回	6月22日	1 教育長あいさつ 2 委員の委嘱 3 委員自己紹介 4 委員長および副委員長の選出 5 推進プランの基本的な考え方 6 推進プランの骨子 7 今後の委員会開催日程の調整
第 2 回	8月 4日	1 推進プランの骨子 2 全体構想の検討 3 国際化時代を生きるために 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進の在り方
第 3 回	8月21日	1 推進プランの骨子 2 全体構想の確認 3 国語力・学力の向上 4 小・中学校の連携の在り方

第 4 回	10月10日	1 今後の教育の在り方 2 全体構想における変更点の検討 3 青梅の将来を担うために 地域に根ざした教育の推進の在り方
第 5 回	10月23日	1 今後の教育の在り方 2 教育の質を高めるために 学校評価等の在り方 等
第 6 回	11月27日	1 「青梅市教育推進プラン」の提言内容の検討 提言内容の整理・検討 2 その他の教育課題について 学校選択制 二学期制
第 7 回	1月23日	1 プロットの再構成 2 各提言内容の検討 3 中間報告案の策定
第 8 回	2月19日	1 「青梅市教育推進プラン」中間報告の決定 2 中間報告の公表、パブリックコメントの募集の在り方
第 9 回	3月14日	1 パブリックコメントの検討 2 「青梅市教育推進プラン」最終報告の決定

委員名簿

平成17年度 青梅市における今後の教育の充実に向けた 教育施策の在り方検討委員会委員名簿

1 委員会委員

区 分	氏 名	現 職	備 考
学識経験者	宇津木 順一	青山学院大学講師、友田保育園長	委員長
青梅市立小学校長	塚田 正高	成木小学校長	
青梅市立中学校長	稲垣 文男	泉中学校長	副委員長
青梅市立小中学校 PTA 連合会	吉崎 伸之	第七小学校 PTA 会長	
青梅市内都立高等学校長	花野 耕一	都立青梅地区総合学科高等学校開設準備担当校長	
自治会	大越 正則	青梅市自治会連合会会長	
青少年委員協議会	永濱 靖朗	青少年委員協議会会長	
市長部局	小島 晴夫	企画部企画調整課長	
教育委員会事務局	小山 正俊	学校教育部長	
	小山 栄治	総務課長	
	細谷 喜生	社会教育課長	
	中村 一哉	指導室長	
	後藤 彰	教育政策担当主幹	
	松本絵美子	指導主事	
	渡邊 哲男	教育政策担当嘱託職員	

2 部会委員

区 分	氏 名	現 職	備 考
学校教育部	小山 正俊	学校教育部長	部会長
	太田 進也	総務課	
	山中 威	総務課	
	後藤 彰	教育政策担当主幹	副部会長
	平岡 成太	施設課	
	小瀬 和彦	指導室（指導主事）	
	白井 聡	指導室	
	大聖寺鈴子	学校給食センター	
社会教育部	榎戸 智	社会教育課	
	土屋 久之	体育課	
	高野 有広	市民センター	
市長部局	中村 浩二	企画調整課	

平成18年度 青梅市における今後の教育の充実に向けた
教育施策の在り方検討委員会委員名簿

1 委員会委員

区 分	氏 名	職等	備 考
学識経験者	買手屋 仁	東京女子体育大学教授 元東京都教育庁指導部長	委員長
	宇津木 順一	青山学院大学講師、友田保育園長 元東京都多摩教育研究所長	副委員長
	田中 洋一	東京女子体育大学助教授 元府中市教育委員会指導室長	
青梅市立小学校長	大橋 明	第四小学校長	
青梅市立中学校長	青木 秀司	第七中学校長	
青梅市内都立高等学校長	花野 耕一	都立青梅総合高等学校長	
教育委員会事務局	山崎 雄一	学校教育部長	
	宇田 剛	指導室長	
	後藤 彰	教育政策担当主幹	
	渡邊 哲男	教育政策担当囑託職員	

2 最終報告の作成における協力委員

区 分	氏 名	職等	備 考
青梅市立小学校PTA連 合会代表	吉永 朗	青梅市立霞台小学校PTA会長	
青梅市立中学校PTA連 合会代表	吉田 真	青梅市立霞台中学校PTA会長	
自治会	大越 正則	青梅市自治会連合会会長	
青少年委員協議会	永濱 靖朗	青少年委員協議会会長	
市長部局	小島 晴夫	企画部企画調整課長	

青梅市教育推進プラン

平成19年3月発行

発行 青梅市教育委員会

青梅市東青梅1丁目177番地の1

電話：0428-22-1111(内線370)